

事業主各位

青森労働局長登録第72号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
青森県支部 支部長 森山慶一
(公印省略)

小型移動式クレーン運転技能講習の実施について（案内）

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、労働安全衛生法第61条（就業制限）および同法施行令（就業制限に係わる業務）第20条7の規程に基づき、吊り上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転業務は、技能講習修了者で資格を有する者でなければ従事出来ないこととなっております。

当協会は、青森労働局長の登録講習機関として、上記資格取得者のため下記のとおり講習を実施いたしますので、受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日時及び会場

開催地	月日	時間	会場
学 科 (青森市)	7月14日（月）	9:00～17:00	青森県トラック協会研修センター 青森市荒川字品川 111-3 TEL 017-729-2211 FAX 017-729-2266
	7月15日（火）	9:00～17:00	
実 技 (青森市内)	7月16日（水）	8:00～16:00	青森地区労働安全衛生教育センター 青森市横内鏡山6-6

2. 講習科目及び時間

【第1日目～第2日目 学科】

講習科目	講習時間
クレーンに関する知識	6時間
原動機・電気に関する知識	3時間
力学の知識	3時間
関係法令	1時間
学科試験	講習終了後

【第3日目 実技】

講習科目	時間割	講習時間
クレーンの運転	別途指示する	6時間
クレーンの合図	〃	1時間
実技試験	講習終了後	

3. 講 師 名 葛西 重明 五戸 功 東方 敏男 山田 博
葛西 良昭 吉田 隆幸 成田 進

4. 受 講 資 格 小型移動式クレーン運転士技能講習修了等の資格がない方
※クレーン運転士免許及び玉掛技能資格を有するものに限る

5. 受 講 料 (税込・令和2年4月1日改定)
28,000円 (受講料 26,000円 + テキスト代 2,000円)

6. 申込方法

開催日の1週間前までに、別紙「受講申込書」に所要事項を記入し、受講料とともに持参又は現金書留にて郵送して下さい。

尚、定員に達し次第〆切とします。

※銀行振込の場合は払込票（コピー）を添付すること

銀行名	青森みちのく銀行本店営業部	普通預金	No.280713
口座名	陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部		

7. 申込先

〒030-0111

青森市荒川字品川111-3（青森県トラック協会内）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部

☎ 017-729-2211 FAX 017-729-2266

8. その他

（1）学科講習終了後その場で修了試験を行いますから筆記用具・計算機を持参のこと。

（2）実技講習では「ヘルメット」を使用しますので各自持参のこと。

尚、当協会でも一部準備し貸与します。

（3）受講申込書には、6ヶ月以内に撮影した無背景・無帽の上半身で縦2.6cm×横2.3cmの（サイズ厳守）
写真2枚を添付のこと。

（4）受講日現在所持する運転免許証の写し（本人確認及び修了証に住所等記載の為、なお住所変更された方は裏面の写しも）を貼付けて下さい。

（5）受講申込者の都合にて出席出来ないときは、**受講料を返金致しません**。

（6）合格者には「小型移動式クレーン技能講習修了証」を交付致します。

（7）昼食は各自準備して下さい。

（8）認印は、申込氏名と同じ印影となる印鑑を使用のこと。

例：齋藤 → 斉藤 は認印として認められません。